

5 コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領

コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領

(昭和 63 年 3 月 31 日検指第 486 号土木部長通知)

改正 平 10.3.31 11.6.1 15.4.1 16.9.8 (題名改正) 17.3.7 19.12.19 22.4.1
24.5.22 28.3.1 28.8.24 31.3.27
令 1.6.21 2.3.25 3.3.17 5.3.7

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この要領は、神奈川県県土整備局が発注する建設工事によって生ずるコンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱いを定めることにより、資源の有効な利用及び廃棄物の適正な処理を図り、もって公共事業の円滑な推進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) コンクリート塊等 建設工事に伴って副次的に得られるコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び路盤廃材をいう。
- (2) 指定工場 第 7 条第 2 項の登録・認定証の交付を受けた工場をいう。
- (3) 再生資源 県土整備局公共工事グリーン調達基準（以下「グリーン調達基準」という。）の別表第 8 に定める認定対象品目の評価基準（以下「評価基準」という。）表 2-1 に掲げる再生資源をいう。
- (4) 建設リサイクル資材 グリーン調達基準の別表第 7 に定める認定対象品目（以下「認定対象品目」という。）のうち、「再生骨材等」の資材をいう。
- (5) 申請者 神奈川県県土整備局が発注する建設工事によって生ずるコンクリート塊等の処理をし、第 3 条の登録及び認定を受けようとする者をいう。

(登録及び認定の要件)

第 3 条 県土整備局長は、コンクリート塊等の処理等及び建設リサイクル資材の製造等について、次の各号の要件のいずれにも該当すると認めるときは、コンクリート塊等処理指定工場及び建設リサイクル認定資材（以下「認定資材」という。）として、登録及び認定をすることができる。

- (1) コンクリート塊等の処理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 14 条第 6 項の産業廃棄物処分業の許可及び同法第 15 条第 1 項の産業廃棄物処理施設設置の許可、同法第 15 条の 4 において準用する同法第 9 条の 5 第 1 項の産業廃棄物処理施設譲受け（借受け）の許可又は同法第 15 条の 4 において準用する同法第 9 条の 6 第 1 項の合併（分割）の認可を受けていること。
- (2) コンクリート塊等の受取料は神奈川県県土整備局が積算に用いる設計単価を基準とし、コンクリート塊等の受取場所は指定工場であること。
- (3) コンクリート塊等を適切な方法をもって正確に検収するとともに、当該コンクリート塊等の種類ごとの処理量に対応した貯蔵所を確保し、適切な保管、処理が可能であること。
- (4) 建設リサイクル資材が評価基準に適合すること。
- (5) 建設リサイクル資材が建設資材として利用することが妥当であること。
- (6) 建設リサイクル資材が再生資源を有しない資材に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出等環境負荷が著しく増加し

ないこと。

- (7) 建設リサイクル資材の寸法・規格等ごとの貯蔵管理が可能であること。
- (8) コンクリート塊等の搬入及び建設リサイクル資材の搬出業務が夜間も可能であること。ただし、特別に認めた場合は、この限りでない。

(指定工場の登録及び建設リサイクル資材の募集)

第4条 指定工場の登録及び建設リサイクル資材の募集は、別に期間を定めて行う。

(申請等)

第5条 申請者は、第4条の募集の期間内に、コンクリート塊等処理指定工場登録・建設リサイクル資材認定申請書（第1号様式）により次の書類を添えて県土整備局長に提出しなければならない。

- (1) 建設リサイクル資材の供給区域の申告書（第1号様式別紙2）
- (2) 法人の登記事項証明書の写し（申請日前3箇月以内のもの。）
- (3) 再生資源の含有率の根拠となる計算式等の資料
- (4) コンクリート塊等受入・建設リサイクル資材販売状況報告書（第5号様式）
- (5) 公的試験機関が行う品質・性能に係る試験結果（申請日前3箇月以内に行ったもの。）
- (6) 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業許可証の写し及び産業廃棄物処理施設設置許可証の写し
- (7) 工場の全体配置図及び写真、再生資源及び申請した建設リサイクル資材（以下「申請資材」という。）の保管場所、申請資材の製造工程の概要、プラント設備、重機械等の処理能力及び数量等の資料
- (8) 夜間の搬入、搬出についての付近住民への説明結果報告書
- (9) 品質管理体制に係る資料
- (10) 申請者以外が製造した再生資源（JIS A 5015 道路用鉄鋼スラグ及びJIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を熔融固化した道路用熔融スラグに限る。）を用いた資材は、再生資源納入証明書（第1号様式別紙1）
- (11) 国際標準化機構が定めた規格（以下「国際規格」という。）ISO9001 認証取得工場においては、認証の写し及び認証の範囲を示す書類
- (12) その他公的団体の認証評定取得工場においては、証明書類の写し
- (13) その他県土整備局長が必要と認めた書類

2 申請者が、当該申請の一部又は全部を取り下げようとするときは、コンクリート塊等処理指定工場登録・建設リサイクル資材認定申請取下げ書（第2号様式）を提出しなければならない。

3 申請者は、第1項の申請にあたって、試験結果のねつ造、事実と異なる申告等の不誠実な行為をしてはならない。

(登録及び認定の欠格事由)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、申請者になることができない。

- (1) 廃棄物処理法第7条第5項第4号イからヌまで及び第14条第5項第2号イからヘまでのいずれかに該当する者。
- (2) その他県土整備局長が公益上特に不相当と認めた者。

(登録及び認定等)

第7条 県土整備局長は、第3条の登録及び認定にあたり、神奈川県県土整備局建設リサイクル資材評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見（建設リサイクル資材に限る。）を聴くことができる。

- 2 県土整備局長は、第3条の規定により登録及び認定をしたときは、申請者に対し、コンクリート塊等処理指定工場（更新）登録証・建設リサイクル資材（更新）認定証（第3号様式。以下「登録・認定証」という。）を交付するとともに、その旨を公表するものとする。
- 3 登録及び認定の有効期間は、登録・認定証の交付の日から5年とする。ただし、申請者から5年に満たない期間を指定して申請があった場合は、その期間に短縮することができる。
- 4 第2項の規定により登録・認定証の交付を受けた者（以下「登録・認定事業者」という。）は、認定を受けた旨の表示を当該認定資材に付することができる。
- 5 評価基準の変更により、評価委員会の意見を聴いた上で評価基準に適合しなくなったと認められた認定資材については、従前の認定の効力を失うものとし、県土整備局長は、その旨を当該登録・認定事業者に通知し、速やかに公表するものとする。
- 6 県土整備局長は、認定資材の利用により生じた損害に対する責任を負わない。

（登録及び認定の更新）

第8条 登録・認定事業者は、登録及び認定の有効期間を経過した後も引き続き登録及び認定の効力を存続させようとするときは、有効期間の満了する日の120日前から30日前までの間に、コンクリート塊等処理指定工場登録・建設リサイクル資材認定更新申請書（第4号様式）を県土整備局長に次の書類を添えて更新の申請をしなければならない。

- (1) 建設リサイクル資材の供給区域の申告書（第1号様式別紙2）
 - (2) 法人の登記事項証明書の写し（申請日前3箇月以内のもの。）
 - (3) 再生資源の含有率の根拠となる計算式等の資料
 - (4) 公的試験機関が行う品質・性能に係る試験結果（申請日前1年以内に行ったもの。）
 - (5) 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業許可証の写し及び産業廃棄物処理施設設置許可証の写し
 - (6) 指定工場の全体配置図及び写真、再生資源及び申請資材の保管場所、申請資材の製造工程の概要、プラント設備、重機械等の処理能力及び数量等の資料
 - (7) 夜間の搬入、搬出についての付近住民への説明結果報告書
 - (8) 品質管理体制に係る資料
 - (9) 申請者以外が製造した再生資源（JIS A 5015 道路用鉄鋼スラグ及びJIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を熔融固化した道路用熔融スラグに限る。）を用いた資材は、再生資源納入証明書（第1号様式別紙1）
 - (10) 国際規格 ISO9001 認証取得工場においては、認証の写し及び認証の範囲を示す書類
 - (11) その他公的団体の認証評定取得工場においては、証明書類の写し
 - (12) その他県土整備局長が必要と認めた書類
- 2 第3条、第5条第3項、第6条及び前条第2項から第6項までの規定は、前項の登録及び認定の更新の申請について準用する。この場合において、第7条第3項中「登録・認定証の交付の日」とあるのは「有効期間の満了の日の翌日」と読み替えるものとする。
 - 3 第1項の更新の申請があった場合において、登録及び認定の有効期間の満了の日までに当該申請に対する審査が終了しないときは、従前の登録及び認定は、登録・認定の有効期間の満了後もその審査が終了するまでの間は、なおその効力を有するものとする。

（横浜市登録業者の登録及び認定の更新等）

第8条の2 横浜市の「がれき類の再資源化施設に関する事務取扱要領」（以下「横浜市要領」という。）第3条により「登録施設」としての登録を受けた工場は、横浜市要領第5条第2項の承認書又は第7条第2項の承認書の写しを添付することにより、前条第1項第4号、第5号、第6号及び第8号（第4号、第6号及び第8号は、第2条第4号の再生骨材等が、横浜市要領第2条第2号の再生材の品目として同要領第3条の登録を受けたものに限る。）の書類を省略することができる。この場合、横浜市登録業者から横浜市へ提出された、横浜市登録業者の情報を横浜市と神奈川県で共有することについての承諾書の

写しも合わせて提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、横浜市要領第5条の2第1項を適用し、登録を受けたもの又は登録の更新を受けたものについては、適用しない。
- 3 第1項を適用し更新を受けるものは、前条第2項の規定により第7条第3項の規定を準用する場合において、同項中「5年とする。」とあるのは「横浜市要領第5条第2項の承認書又は同要領第7条第2項の承認書の登録期間までとする。」と読み替えるものとする。
- 4 第1項を適用し更新を受けたもの（第2条第4号の再生骨材等が、横浜市要領第2条第2号の再生材の品目として同要領第3条の登録を受けたものに限る。）は、第9条第2項及び第3項の規定は適用しない。

（登録・認定事業者の義務等）

第9条 登録・認定事業者は、当該認定資材が評価基準に適合するように、品質の維持管理に努めなければならない。

- 2 登録・認定事業者は、前年度のコンクリート塊等の受入及び認定資材の状況（登録及び認定を受けた年度の状況は除く。）について、毎年4月末日までにコンクリート塊等受入・建設リサイクル資材販売状況報告書（第5号様式以下「報告書」という。）を県土整備局長に提出しなければならない。
- 3 登録・認定事業者は、次の各号により建設リサイクル資材の試験を実施し、試験の成績書を県土整備局長に提出しなければならない。
 - (1) 公的試験機関で行うものについては、あらかじめ県土整備局長に連絡の上、実施すること。
 - (2) 公的試験機関以外で行うものについては、前号の規定による試験を実施した月を除き、実施すること。
- 4 前項の試験の項目及び規格値は別表第1及び別表第2、実施回数は別表第3及び別表第4のとおりとする。

（変更届・承継届・廃止届）

第10条 登録・認定事業者は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、コンクリート塊等処理指定工場・建設リサイクル資材変更届（第6号様式。以下「変更届」という。）を県土整備局長に提出しなければならない。

- (1) 登録・認定事業者の氏名、住所、電話番号又は連絡先（法人にあっては、名称、代表者、主たる事務所の所在地、電話番号又は連絡先）
- (2) 指定工場の名称、電話番号又は品質管理責任者
- 2 登録・認定事業者から相続、合併又は分割により、当該登録・認定に係る権利を承継し、引き続き当該コンクリート塊等の処理及び認定資材の製造を行おうとする者（第3条に定める要件を満たすと認められた者に限る。）は、その日から30日以内に、コンクリート塊等処理指定工場・建設リサイクル資材承継届（第6号様式の2。以下「承継届」という。）を県土整備局長に提出しなければならない。
- 3 登録・認定事業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、その日から30日以内に、コンクリート塊等処理指定工場・建設リサイクル資材廃止届（第7号様式。以下「廃止届」という。）を県土整備局長に提出しなければならない。
 - (1) 当該コンクリート塊等の処理及び認定資材の製造を止めたとき。
 - (2) 当該認定資材について品質上の欠陥又は安全上の問題が生じたとき。
- 4 県土整備局長は、前2項の規定により承継届及び廃止届の提出があったときは、その旨を公表するものとする。

(登録及び認定の取消し等)

第 11 条 県土整備局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録及び認定を取り消すことができる。

- (1) 認定資材の品質欠陥により利用上著しい支障を生じたとき又はおそれがあるとき。
 - (2) 認定資材が登録・認定事業者の責めに帰すべき理由により評価基準に適合しなくなったとき。
 - (3) 第 5 条第 1 項の規定による申請に際し不誠実な行為があったと認められたとき。
 - (4) 登録・認定事業者が第 6 条各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
 - (5) その他県土整備局長が不相当と認めたとき。
- 2 県土整備局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、6 箇月の範囲内で、期間を定めて登録及び認定の効力を停止することができる。
- (1) 認定資材が評価基準に適合しないおそれがあると認められるとき。
 - (2) 登録・認定事業者が第 9 条第 1 項の品質の維持管理を怠ったとき。
 - (3) 登録・認定事業者が第 9 条第 2 項の報告書の提出を行わなかったとき又は報告書に虚偽の記載を行ったとき。
 - (4) 登録・認定事業者が第 9 条第 3 項の規定による試験を怠ったとき。
 - (5) 登録・認定事業者が第 10 条第 1 項から第 3 項の規定に違反して届け出を怠ったとき。
 - (6) 登録・認定事業者が近隣住民に迷惑をかける等公共事業の協力者として不適格と認められたとき。
 - (7) その他県土整備局長が不相当と認めたとき。
- 3 県土整備局長は、第 1 項又は第 2 項の規定により登録及び認定の取消し又は効力の停止をしたときは、その旨を登録・認定事業者に通知し、速やかに公表するものとする。
- 4 第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定により登録及び認定が取消された者は、取消しの通知がされた日から 5 年を経過した後でなければ、第 5 条第 1 項の申請ができないものとする。

(立入検査等)

第 12 条 県土整備局長は、この制度の運用の必要な限度において、申請者又は登録・認定事業者に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めるものとする。

- (1) 第 5 条第 1 項の規定により申請した建設リサイクル資材（以下「申請資材」という。）又は認定資材について、製造等の方法その他県土整備局長が必要と認める事項に関する報告を行い、又は試験を実施してその結果を報告すること。
 - (2) 職員に、申請資材の製造等を行う工場又は指定工場に立ち入らせ、これらの製造の状況その他県土整備局長が必要と認める事項に関し、設備、帳簿、書類その他物件の調査（以下「立入検査」という。）をさせること。
- 2 前項第 2 号の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示するものとする。

第 2 章 コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材の利用に関する取扱基準

(コンクリート塊等の種類、規格、料金)

第 13 条 工事請負人が指定工場に搬入するコンクリート塊等の種類、規格及び受取料金等は、次のとおりとする。

- (1) 指定工場に搬入するコンクリート塊等の種類 コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び路盤廃材とする。
- (2) 規格 最大辺 50 cm以下に小割りしたものとする。
- (3) 受取料金 積算に用いる設計単価を基準とする。
- (4) その他 疑義のあるコンクリート塊等について工事請負人は、登録・認定事業者と協議す

るものとする。

(コンクリート塊等搬入手続き等)

- 第 14 条** 工事請負人は、請け負った工事からコンクリート塊等が発生する場合は、廃棄物処理法の定めるところにより責任をもって指定工場に搬入しなければならない。この場合において、工事請負人は、コンクリート塊等搬入(変更)計画書(参考様式)を参照して、コンクリート塊等の搬入日時、数量等について、あらかじめ登録・認定事業者と連絡をとらなければならない。
- 2 工事請負人は、前項の規定による搬入にあたっては、搬入先その他のコンクリート塊等の再資源化に関する内容(再生資源利用促進計画書)を記載した施工計画書を工事監督員に提出しなければならない。この場合において、コンクリート塊等の処理能力等により工事監督員の指示がある場合は、それに基づき再度協議し、提出しなければならない。
 - 3 工事請負人は、当該工事で発生したコンクリート塊等の搬入を完了したときは、速やかにコンクリート塊等搬入完了報告書(第8号様式)に登録・認定事業者の証明を受けて工事監督員に報告しなければならない。

(建設リサイクル資材の利用)

- 第 15 条** 工事請負人は、請け負った工事において建設リサイクル資材を利用する場合は、建設リサイクル資材利用(変更)計画書(参考様式)を参照して、建設リサイクル資材の利用日時、数量等について、あらかじめ登録・認定事業者と連絡をとらなければならない。
- 2 工事請負人は、前項の規定による利用にあたっては、購入先その他の建設リサイクル資材の利用に関する内容(再生資源利用計画書)を記載した施工計画書に、第9条第3項又は横浜市要領第11条第2項(第8条の2第4項を適用したものに限る。)の規定による試験の成績書を添えて工事監督員に提出しなければならない。この場合において、建設リサイクル資材の利用時期が提出した内容の時期と異なる場合は、直近で実施した試験の成績書を提出しなければならない。
 - 3 工事請負人は、工事を完了したときは、建設リサイクル資材利用報告書(第9号様式)を工事監督員に提出しなければならない。

(疑義)

- 第 16 条** この要領について疑義が生じたときは県土整備局長の指示によるものとする。

附 則

この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成16年9月8日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に改正前の要領第3条の登録(第8条の登録の更新を含む。)の申請をした者(登録の更新の場合にあつては、この要領の施行後に登録の有効期間が満了する者を除く。)の当該申請に係る登録の欠格事由及び登録要件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 19 年 12 月 19 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領第 3 条の登録（第 8 条の登録の更新を含む。）を受けている指定工場及び再生骨材の品目（再生砂 RC-10 を除く。）は、当該登録の有効期間の満了するまでの間に限り、改正後の要領第 7 条第 1 項の規定により登録した指定工場及び同項の規定により認定した建設リサイクル資材とみなす。
- 3 工事請負人による前項の規定により建設リサイクル資材とみなされた再生骨材の品目の使用については、平成 20 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。
- 4 改正前の要領第 14 条第 2 項、第 4 項及び第 15 条第 4 項の規定により作成した用紙は、平成 20 年 3 月 31 日まで使用することができる。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 24 年 5 月 22 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領第 3 条の登録及び認定（第 8 条の登録及び認定の更新を含む。）を受けている指定工場及び建設リサイクル資材は、第 7 条第 3 項に定める当該登録及び認定の有効期間の満了するまでの間に限り、改正後の要領第 3 条の登録及び認定の規定により登録した指定工場及び認定した建設リサイクル資材とみなす。

附 則

この要領は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 8 月 24 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第9条関係） 試験項目と規格値（ふるい分け試験の粒度範囲の規格値を除く）

種 類		試験項目	規格値
呼び名	材 料		
再生粒度調整砕石 ①			
RM-40 RM-30	コンクリート塊 アスファルトコンクリート塊 路盤廃材	修正CBR試験 ②	90%以上
		塑性指数試験(PI)	4以下
		すりへり試験	50%以下
MS-40 MS-30 HMS-40 HMS-30	粒度調整鉄鋼スラグ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	修正CBR試験 ②	80%以上
		呈色判定試験	呈色なし
		水浸膨張比	1.5%以上
		エージング期間	6箇月以上
		単位容積質量	1.5kg/ℓ以上
		一軸圧縮強さ	1.2Mpa以上 (12Mpa以上)
MM-40 MM-30	粒度調整熔融スラグ (徐冷スラグ)	修正CBR試験 ②	80%以上
		すりへり試験	50%以下
再生クラッシュラン ①			
RC-40	コンクリート塊 アスファルトコンクリート塊 路盤廃材	修正CBR試験 ②	30%以上
		塑性指数試験(PI)	6以下
		すりへり試験	50%以下
CS-40	クラッシュラン鉄鋼スラグ	修正CBR試験 ②	30%以上
		呈色判定試験	呈色なし
		水浸膨張比	1.5%以上
		エージング期間	6箇月以上
CM-40	クラッシュラン熔融スラグ (徐冷スラグ)	修正CBR試験 ②	20%以上
再生砂			
RC-10	コンクリート塊 アスファルトコンクリート塊 路盤廃材	修正CBR試験 ②	30%以上
		塑性指数試験(PI)	6以下
		六価クロムに係る環境基準 ③	

- 備考 ① 再生資源を100%用いたクラッシュランを「再生クラッシュラン」、粒度調整砕石を「再生粒度調整砕石」として定義した。
- ② 特に指示されない限り最大乾燥密度の95%に相当するCBRを修正CBRとする。
- ③ 環境基準は、「土壤の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）による。

別表第2（第9条関係） ふるい分け試験の粒度範囲の規格値

粒度範囲 (呼び名)		40~0 (RC-40) CS-40 CM-40	40~0 (RM-40) MS-40 HMS-40 MM-40	30~0 (RM-30) MS-30 HMS-30 MM-30	13.2~0 (RC-10)
通過百分率 (%)	53mm	100	100		
	37.5mm	95~100	95~100	100	
	31.5mm	—	—	95~100	
	26.5mm	—	—	—	
	19mm	50~80	60~90	60~90	
	13.2mm	—	—	—	100
	9.5mm	—	—	—	90~100
	4.75mm	15~40	30~65	30~65	50~90
	2.36mm	5~25	20~50	20~50	30~70
	1.18mm	—	—	—	20~50
	600μm	—	—	—	10~35
	425μm	—	10~30	10~30	5~30
	300μm	—	—	—	3~25
	150μm	—	—	—	0~15
	75μm	—	2~10	2~10	0~10

備考 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

別表第3（第9条第3項第1号関係） 試験実施回数

製品の種別(呼び名)	RC-40	RM-40 RM-30	MM-40 MM-30	CM-40	CS-40	MS-40 HMS-40 MS-30 HMS-30
ふるい分け試験	毎年度1回以上実施					
修正CBR試験	毎年度1回以上実施					
塑性指数試験(PI)	毎年度1回以上実施	試験対象外				
すりへり試験	毎年度1回以上実施			試験対象外		
呈色判定試験	試験対象外		毎年度 1回以上 実施	試験 対象外	毎年度 1回以上 実施	試験 対象外
水浸膨張比						
エージング期間						
単位容積質量						
一軸圧縮強さ						

備考 再生砂(RC-10)は、認定資材の対象ではないため、認定のために行う試験の実施回数は定め
ないこととする。

別表第4（第9条第3項第2号関係） 試験実施回数

製品の種別	RC-40	RM-40 RM-30	MM-40 MM-30	CM-40	CS-40	MS-40 HMS-40 MS-30 HMS-30
試験項目						
ふるい分け試験	3箇月に 1回以上 実施	3箇月に 1回以上 実施	毎月1回以上実施			
修正CBR試験			試験対象外			
塑性指数試験(PI)			試験対象外			
すりへり試験			毎月1回 以上実施	試験対象外		
呈色判定試験	試験対象外				毎月1回以上実施	
水浸膨張比						
エージング期間						
単位容積質量						
一軸圧縮強さ						

備考 再生砂(RC-10)は、認定資材の対象ではないため、認定のために行う試験の実施回数は定め
ないこととする。